


分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口	
障がい	□	身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、愛の手帳の住所変更 各種サービスの申請	・身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳） ・受けるサービスによって健康保険証、前住所の区市町村発行の課税・非課税証明書（所得証明書）等	すみやかに	健康福祉1階事務	障がい者支援課 サービス支援担当 ☎042-346-9542	△	×
	□	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費制度（精神通院医療）を利用している方	精神障害者保健福祉手帳の住所変更 受給者証の住所変更	・精神障害者保健福祉手帳 ・写真（都外転入のみ） ・自立支援医療受給者証（精神通院） ・健康保険証（有効期間内のもの）または資格確認書 ・印鑑 ・申請内容によって、前住所の区市町村発行の課税・非課税証明書（所得証明書）等 ・マイナンバーカード				×	×
その他	□	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付 子宮頸がん検診受診票の交付 超音波検査受診票の交付 妊婦歯科健診受診票の交付 新生児聴覚検査受診票の交付 マタニティサポート面談	・母子健康手帳 ・妊婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票など (前住所の区市町村から発行されたもの) ※マタニティサポート面談は、転入された全ての妊婦が対象です。ごだっこWeb予約から事前にご予約ください。	妊娠中	健康センター1階	こども家庭センター 母子保健担当 ☎042-346-3701	×	×
	□	指定難病医療費助成受給者証、マル都医療券（難病等及び大気汚染）または小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	受給者証の住所変更	※健康推進課へお問い合わせください	すみやかに		健康推進課 庶務担当 ☎042-346-9641	×	×
	□	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届 ※「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトに登録を行っている場合は、オンラインにて変更手続きを行ってください。	・犬鑑札（前住所の区市町村発行）	変更があった日から30日以内	4階 市役所	環境政策課 環境対策担当 ☎042-346-9536	○	×

こんなときはどうしたらいいの？

Q 海外から転入する際の必要書類は？
A 転入された方全員の入国日がわかるもの（パスポート等。お持ちでない場合にはお問い合わせください。）、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍附票（本籍・筆頭者を載せたもの）が必要です。※小平市に本籍がある方は、戸籍関係の証明書は不要です。また、外国人の方は在留カードまたは特別永住者証明書が必要です。

Q 土曜窓口でも転入の手続きはできますか？
A 海外からの転入など、一部受付ができない手続きがあります。詳しくはお問い合わせください。

Q 小平市にある祖父母の家に大学生の孫を転入させたいが、必要な持ち物は？
A 既存の世帯に転入する場合は、世帯主の同意が必要となります。事前に世帯主の同意を得た旨を書面（同意書）で確認させていただきます。同意書の他は、表面の持ち物と変わりありません。

 **小平市役所**
〒187-8701
小平市小川町2-1333
☎042-341-1211（代表）

午前8時30分から午後5時まで
（日曜日、祝日、年末年始の閑庁日はお休みです）
※土曜窓口は、本庁舎内の4課（市民課、保険年金課、税務課、収納課）が午前8時30分から午後0時15分まで開庁していますが、取扱業務は、平日の一部の業務に限られます。

手続きチェックシート

転入

他の区市町村から小平市へ引越しされる方へ

転入届

新しい住所地に住み始めてから**14日以内**に届出してください。

市民課 窓口担当
☎042-346-9804（直通）

届出に必要なもの

- ・転出証明書（前住所地で発行されたもの）※1
- ・本人確認書類（窓口に来られる方の分）※2
- ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方）

※必要な書類がそろわないと、後日あらためてご来庁いただく場合があります。
※マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は、継続手続きを行わないとカードが失効しますので、ご注意ください。

※1 転出証明書について

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して転出手続きをされた方は、転出証明書は発行されません。

※2 本人確認書類について

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真付きのものになります。
上記の本人確認書類をお持ちでない方は、健康保険証または資格確認書、年金手帳、学生証、社員証などを2点以上お持ちください。

関連する手続きは
内側にあります

※全ての関連手続きが記載されているものではありません。
ご注意ください。

代理人が手続きをする場合は？

- ・引っ越した本人が記入した委任状
- ・転出証明書（前住所地で発行されたもの）※1
- ・代理人の本人確認書類 ※2
- ・転入される方の在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方）

※世帯主との続柄を証する文書（外国語によって作成されたものについては第三者による訳文も添付）が必要になる場合があります。

転入に関するおもな手続き

●マイナンバーの情報連携がはじまり、マイナンバーの提示により、一部手続きに必要なもの（住民票や課税・非課税証明書（所得証明書）等）が省略できる場合がございますので、ご確認ください。
 ※申請書類等にマイナンバーを記入する場合、窓口でマイナンバー（個人番号）の分かる書類（原本）及び本人確認書類をあわせて提示してください。
 ●出張所・土曜窓口における「△」は、一部受付できない場合がありますので、手続き窓口へご確認ください。
 ●主な手続きの内容における「★」は、転入届と同時に市民課で一部受付できます。

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入「★」 資格確認書または資格情報のお知らせの交付「★」（後日郵送）	・負担区分証明書 (お持ちの方)	変更があった日から 14日以内	市役所1階	保険年金課 国民健康保険担当 ☎042-346-9529	○	○
	<input type="checkbox"/>	70歳から74歳までの方						○	○
	<input type="checkbox"/>	転入日より後に勤務先の健康保険の資格が切れた方	国民健康保険の加入 資格確認書または資格情報のお知らせの交付（後日郵送）	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書 または離職票	資格喪失日より 14日以内			○	○
	<input type="checkbox"/>	75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせの交付（後日郵送）	※保険年金課へお問い合わせください。	変更があった日から 14日以内	市役所1階	保険年金課 高齢者医療・年金担当 ☎042-346-9538	○	○
	<input type="checkbox"/>	東京都外から転入した方	負担区分の確認	・負担区分証明書 (前住所の区市町村発行)	すみやかに			○	○
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証や、資格確認書への限度区分の併記が必要な方	特定疾病療養受療証や、任意記載事項の併記などの申請	※都内からの引越して、直前まで認定証や、限度区分が併記された資格確認書を持っていた方は申請不要です。				○	○
年金	<input type="checkbox"/>	海外から転入した国民年金第1号被保険者の方	国民年金の加入	・パスポート（外国人の方） ・在留カード（外国人の方）	転入日から14日以内			○	○
	<input type="checkbox"/>	年金を受給中の方	小平市役所での手続きはありません。 ※共済年金の方は共済組合にお問い合わせください。				各共済組合		
税	<input type="checkbox"/>	確定申告でe-Taxを利用される方 (署名用電子証明書の再発行を希望される方)	署名用電子証明書の再発行 ※代理人が申請される場合は市民課へお問い合わせください。	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用(数字4桁)、署名用電子証明書用(6~16桁の英数字) 暗証番号を確認の上、窓口にお越しください。	すみやかに	市役所1階	市民課 窓口担当 ☎042-346-9804	○	△
	<input type="checkbox"/>	市内に固定資産(土地・家屋)を所有している方	納税通知書の送付先変更 (住所変更届)		すみやかに	市役所2階	税務課 土地担当 ☎042-346-9524 家屋・償却資産担当 ☎042-346-9525	○	○
	<input type="checkbox"/>	海外からの転入で納税管理人を定めている方	納税管理人廃止届	・本人確認書類	転入日から10日以内		税務課 市民税担当/土地担当/ 家屋・償却資産担当 ☎042-346-9522・ 9523/9524/9525	○	○
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車 小型特殊自動車 をお持ちの方 (定置場が市内になる方)	前住所の市区町村で 廃車手続きをしている方 前住所の市区町村で 廃車手続きをしていない方	軽自動車税(種別割)申告と標識 交付申請	・本人確認書類 ・廃車証明書(前住所の区市町村発行)	すみやかに	税務課 庶務担当 ☎042-346-9521	×	○
	<input type="checkbox"/>	三輪・四輪の軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会にお問い合わせのうえ、手続きしてください。				軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 ☎050-3816-3104		
	<input type="checkbox"/>	総排気量125cc超のバイクをお持ちの方	運輸支局にお問い合わせのうえ、手続きしてください。				東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2033		
こども	<input type="checkbox"/>	0歳~高校生相当年齢のお子さん がいらっしゃる方 (保護者のうち所得の高い方)	児童手当の申請 ※公務員の方は勤務先に申請してください。	・金融機関の口座が分かるもの(保護者) ・健康保険証、資格確認書等(保護者)	前住所地での転出予定日の翌日から起算して 15日以内	市役所2階	子育て支援課 手当助成担当 ☎042-346-9544	○	×
	<input type="checkbox"/>	0歳~小学校入学前のお子さん がいらっしゃる方 (保護者のうち所得の高い方)	乳幼児医療証(マル乳)の申請					○	×
	<input type="checkbox"/>	小学生~中学生のお子さん がいらっしゃる方 (保護者のうち所得の高い方)	義務教育就学児医療証(マル子)の申請	・健康保険証、資格確認書等(子) ・地方税関係情報取得に係る同意書	転入日から30日以内			○	×
	<input type="checkbox"/>	高校生相当年齢のお子さん がいらっしゃる方 (保護者のうち所得の高い方)	高校生等医療証(マル青)の申請					○	×
	<input type="checkbox"/>	0歳~18歳(一部20歳未満)のお さんがいて ・ひとり親家庭の方 ・父または母に重度の障がいがある 方(児童扶養手当が全部停止の方を含む)	児童扶養手当、児童育成手当、 ひとり親家庭医療証(マル親)の申請		転入した月のうちに		△	×	
	<input type="checkbox"/>	障がいのあるお子さん(0歳~20歳 未満)がいらっしゃる方 (特別児童扶養手当が支給停止の方 を含む)	特別児童扶養手当、児童育成 手当、心身障害児福祉手当の申請	※子育て支援課へお問い合わせ ください。			×	×	
	<input type="checkbox"/>	学童クラブの利用を希望される 方	①学童クラブの入会受付 ②学童クラブの入会相談		※詳しくはお問い合わせ ください。		①○ ②×	×	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親の貸付、自立支援給付金 等を受けている方	住所変更		すみやかに		×	×	
	<input type="checkbox"/>	①認可保育園等に入園希望の方 ②認可保育園等に入園(内定)、 または入園申込みをして いるおさんがいらっしゃる方	①入園の相談 ②入園・継続通園の手続き など				①× ②△	×	
	<input type="checkbox"/>	幼稚園、認定保育所などの認可 外保育施設を利用するお さんがいらっしゃる方 ※利用施設を通じて手続きを していない場合	施設等利用給付認定申請 など	※保育課へお問い合わせ ください。	すみやかに		×	×	
<input type="checkbox"/>	幼稚園、認定保育所などの認可 外保育施設を利用するお さんがいらっしゃる方 ※利用施設を通じて手続きを していない場合	補助金申請 など			×	×			
介護	<input type="checkbox"/>	要介護認定を受けている方 ※住所地特例施設への転入者を 除く	前住所地における要介護度の 引き継ぎの手続き	・介護保険受給資格証明書 (前住所の区市町村発行) ※お持ちでない場合も手続き できます。 ・健康保険証、後期高齢者医療 制度被保険者証などの医療保険 証	転入日から14日以内	務健セ ンター 1階	高齢者支援課 認定担当 ☎042-346-9759	×	×